横芝光町の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 25,487	千円 10,732,082	千円 362,329	千円 1,634,305	% 15.2	% 15.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	一人当たり 給与費 B/A
24年度	人 189	千円 715,610	千円 75,792	千円 256,778	千円 1,048,180	千円 5,546

(参考) Ｖ－2平均 一人当たり給与費
千円 5,691

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
　　２　職員数は、２４年４月１日現在の人数である。

(3) 特記事項

（給与減額の状況）

国の要請等を踏まえた 減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月1日から平成26年3月31日まで

抑制済又は減額措置の内容

（給料）

①行政職　7級　　９．77%減額
②行政職6～3級、医療職(2)、(3)6～3級　　7．77%減額
③行政職2～1級、医療職(2), (3)2～1級　　4．77%減額
※行政職＝行政職(1)、(2)

（手当）

手当の減額は無し。

（その他）

(4) ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

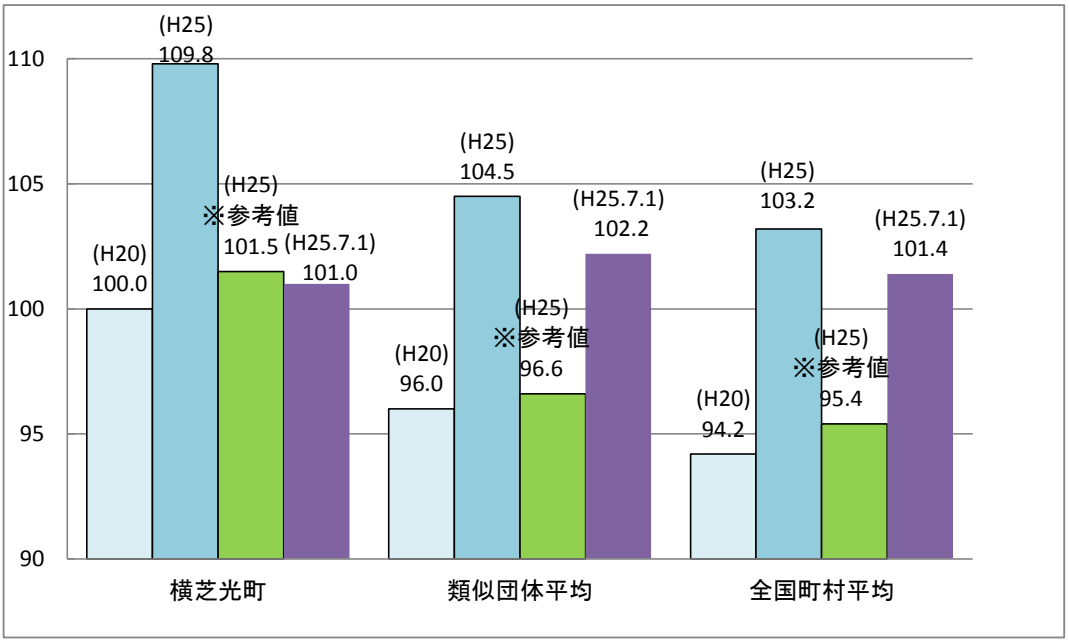

（注）１ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を１００とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

２ 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

３ 「参考値」は、国家公務員の時限的な（２年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

（５）給与改定の状況

1）月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
25年度	円 －	円 －	－円 (　　%)	% －	% －	% －

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事院勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

2）特別給

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
25年度	月 －	月 －	月 －	月 －	月 －	月 －

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（２５年４月１日現在）

1）一般行政職

区　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
横芝光町	42.0　歳	330,200　円	365,400　円	351,300　円
千葉県	43.1　歳	339,336　円	429,810　円	387,879　円
国	43.1　歳	307,220(332,446)　円	－　円	376,257(405,463)　円
類似団体	42.5　歳	318,183　円	372,035　円	349,189　円

2）技能労務職

区　分	公 務 員					民　間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A／B
横芝光町	49.0　歳	30　人	262,400　円	281,700　円	268,600　円	ー	ー　歳	ー	ー
うち調理員	歳	人	円	円	円	調理士	44.0　歳	273,900	0.00
うち用務員	50.7　歳	7　人	260,800　円	264,500　円	262,400　円	用務員	53.7　歳	202,700	1.30
うちその他	47.9　歳	23　人	262,900　円	286,900　円	270,600　円	ー	ー　歳	ー	ー
千葉県	51.8　歳	584　人	326,514　円	381,507　円	361,276　円	ー	ー　歳	ー	ー
国	49.9　歳	3,272　人	272,119(286,850)　円	ー　円	309,534(325,400)　円	ー	ー　歳	ー	ー
類似団体	49.8　歳	14　人	289,569　円	315,862　円	305,687　円	ー	ー　歳	ー	ー

区　分	参　考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
横芝光町	4,443,900　円	ー　円	ー
うち調理員	円	3,679,400　円	0.00
うち用務員	4,027,900　円	2,809,400　円	1.43
うちその他	4,507,400　円	ー　円	ー

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されるデータを使用している。(平成21年から23年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

3）教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
横芝光町	歳	円	円
千葉県	歳	円	円
類似団体	歳	円	円

4）〇〇職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
横芝光町	歳	円	円	円
千葉県	歳	円	円	円
国	歳	（　　）円	―	（　　）円
類似団体	歳	円	円	円

（注）1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」（国ベース）の括弧書きは、給与改定特例法による措置が無いとした場合の値（減額前）である。

(2) 職員の初任給の状況（２５年４月１日現在）

区　分		横芝光町	千葉県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200　円	178,800　円	総合職 172,557(181,200)　円 一般職 163,987(172,200)　円
	高 校 卒	140,100　円	144,500　円	133,418(140,100)　円
技能労務職	高 校 卒	135,600　円	141,900　円	－　円
	中 学 卒	126,800　円	129,200　円	－　円
教 育 職	大 学 卒	円	円	－
	高 校 卒	円	円	－
○ ○ 職	大 学 卒	円	円	－
	高 校 卒	円	円	－

（注） 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置が無いとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（２５年４月１日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	279,400　円	339,400　円	379,000　円
	高 校 卒	229,300　円	291,400　円	340,800　円
技能労務職	高 校 卒	205,200　円	227,500　円	248,800　円
	中 学 卒	－　円	－　円	－　円
教 育 職	大 学 卒	円	円	円
	高 校 卒	円	円	円
○ ○ 職	大 学 卒	円	円	円
	高 校 卒	円	円	円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（２５年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	理事、課長、所長、局長、事務長、室長、主幹の職務	人 26	% 15.8
6 級	班長、副主幹、所長、館長、局長、室長、保育所長の職務	人 24	% 14.6
5 級	主査、保育所長の職務	人 29	% 17.6
4 級	主査補の職務	人 38	% 23.0
3 級	副主査、主任主事、主任技師、主任保健師、主任看護師、主任栄養士、主任保育士、、主任歯科衛生士、主任司書、主任学芸員の職務	人 15	% 9.1
2 級	主事、技師、保健師、看護師、栄養士、保育士、歯科衛生士、司書、学芸員の職務	人 8	% 4.8
1 級	主事、主事補、技師補、看護師、栄養士、保育士、司書、学芸員の職務	人 25	% 15.1

（注）１　横芝光町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

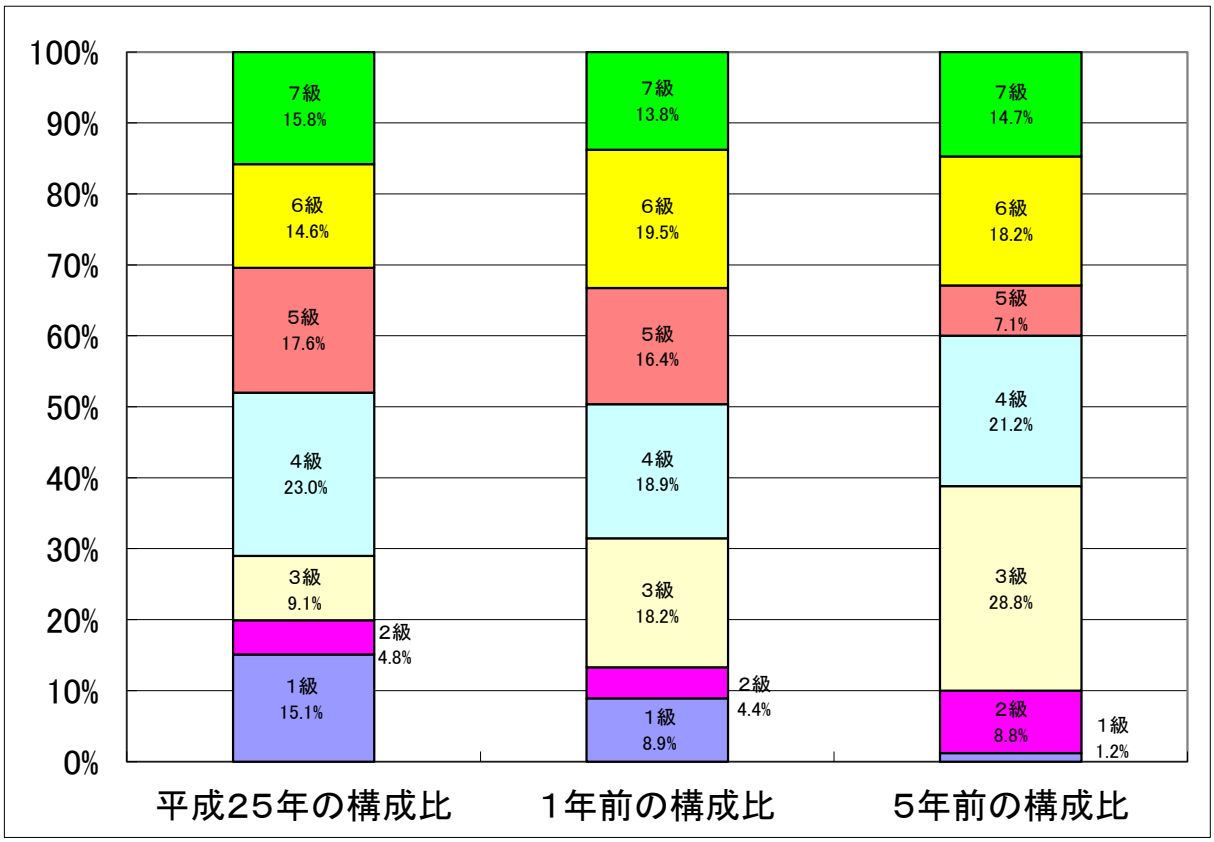

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき勤務成績の評定を実施

平成25年4月1日における定期昇給においては、評定期間(1年間)の全期間を通して勤務成績が良好である職員については一律昇給を実施。

(病気休暇等のあった職員については下位区分に決定。)

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

横芝光町	千葉県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,368　千円	－	－
(24年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.35　月分 (　－　)月分　(　－　)月分	(24年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.35　月分 (　1.45　)月分　(　0.65　)月分	(24年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.35　月分 (　1.45　)月分　(　0.65　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%　・管理監督加算15、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%　・管理監督加算10～25%

(注)　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】期末勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

平成２４年度現在、人事評価が未実施であるため、原則成績率に差を設けず一律支給（６月：67.5/100、１２月：67.5/100）を実施した。

(2) 退職手当（２５年４月１日現在）

横芝光町			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.03　月分	28.78　月分	勤続20年	23.03　月分	28.78　月分
勤続25年	32.83　月分	38.95　月分	勤続25年	32.83　月分	38.95　月分
勤続35年	46.55　月分	55.86　月分	勤続35年	46.55　月分	55.86　月分
最高限度額	55.86　月分	55.86　月分	最高限度額	55.86　月分	55.86　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額					
自己都合	8,226　千円				
勧奨・定年	25,431　千円				

(注) 退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

（２５年４月１日現在）

支給実績（　年度決算）		－ 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（　年度決算）		－ 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
－	0 %	－ 人	0 %
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（２５年４月１日現在）

支給実績（24年度決算）			26,484 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）			529,680 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）			17.1 %	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（24年度決算）	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師	診療又は手術	14,110 千円	月額170,000円
放射線手当	診療放射線技師、助手	放射線の照射作業	175 千円	月額3,000円または5,000円
検査手当	臨床検査技師、助手	細菌等の検査作業	180 千円	月額5,000円
夜間看護手当	看護師、准看護師、看護助手	深夜の看護等の業務	12,025 千円	日額5,600円または7,000円
待機手当	臨床検査技師	自宅待機	29 千円	日額1,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（２４年度決算）	30,279 千円
職員１人当たり平均支給年額（２４年度決算）	131 千円
支給実績（２３年度決算）	29,916 千円
職員１人当たり平均支給年額（２３年度決算）	124 千円

(6) その他の手当（２５年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（24年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同		29,242 千円	215,014 円
住居手当	・借家(12,000円以上)家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同		7,189 千円	276,500 円
通勤手当	・電車、バスを利用 定期代を支給 ・自動車等を使用 距離に応じて2,000円～24,500円を支給	同		17,117 千円	67,125 円
管理職手当	支給額 1種～7種 19,700円～136,800円	同		25,456 千円	417,311 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 4,000円～12,000円	同		198 千円	5,351 円
初任給調整手当	東陽病院の医師に支給	同		22,500 千円	3,750,000 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた場合に支給 2,950円～20,000円	同		7,800 千円	36,111 円

５　特別職の報酬等の状況（２５年４月１日現在）

区分		給料月額等		
			(参考)類似団体における最高／最低額	
給料報酬	町長	684,000 円 (760,000 円)	904,000 円／	383,500 円
	副町長	546,300 円 (607,000 円)	750,000 円／	311,500 円
	議長	271,000 円	486,500 円／	227,000 円
	副議長	217,000 円	419,300 円／	182,000 円
	議員	202,000 円	390,000 円／	157,000 円
期末手当	町長	(24年度支給割合) 3.95 月分		
	副町長	(24年度支給割合) 3.95 月分		
	議長	(24年度支給割合) 3.95 月分		
	副議長	(24年度支給割合) 3.95 月分		
	議員	(24年度支給割合) 3.95 月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町長	給料月額×在職月数×0.35	11,491,200円	任期満了時に支給
	副町長	給料月額×在職月数×0.25	6,555,600円	任期満了時に支給
	備考			

（注）１　給料及び報酬の(　)内は、減額措置を行う前の金額である。

２　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部門	区分		職員数 平成24年	職員数 平成25年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	3	1	
		総務	43	45	2	
		税務	17	17	0	
		民生	34	33	△ 1	
		衛生	19	19	0	
		農林水産	15	14	△ 1	
		商工	4	4	0	
		土木	15	15	0	
		計	149	150	1	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　人 (類似団体の人口1万人当たり職員数　人)
	教育部門		40	38	△ 2	
	小計		189	188	△ 1	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　人 (類似団体の人口1万人当たり職員数　人)
公営企業等会計部門	病院		79	83	4	
	下水道		1	1	0	
	その他		24	24	0	
	小計		104	108	4	
合計			293 [348]	296 [348]	3 [－]	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　116.14　人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。

２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（２５年４月１日現在）

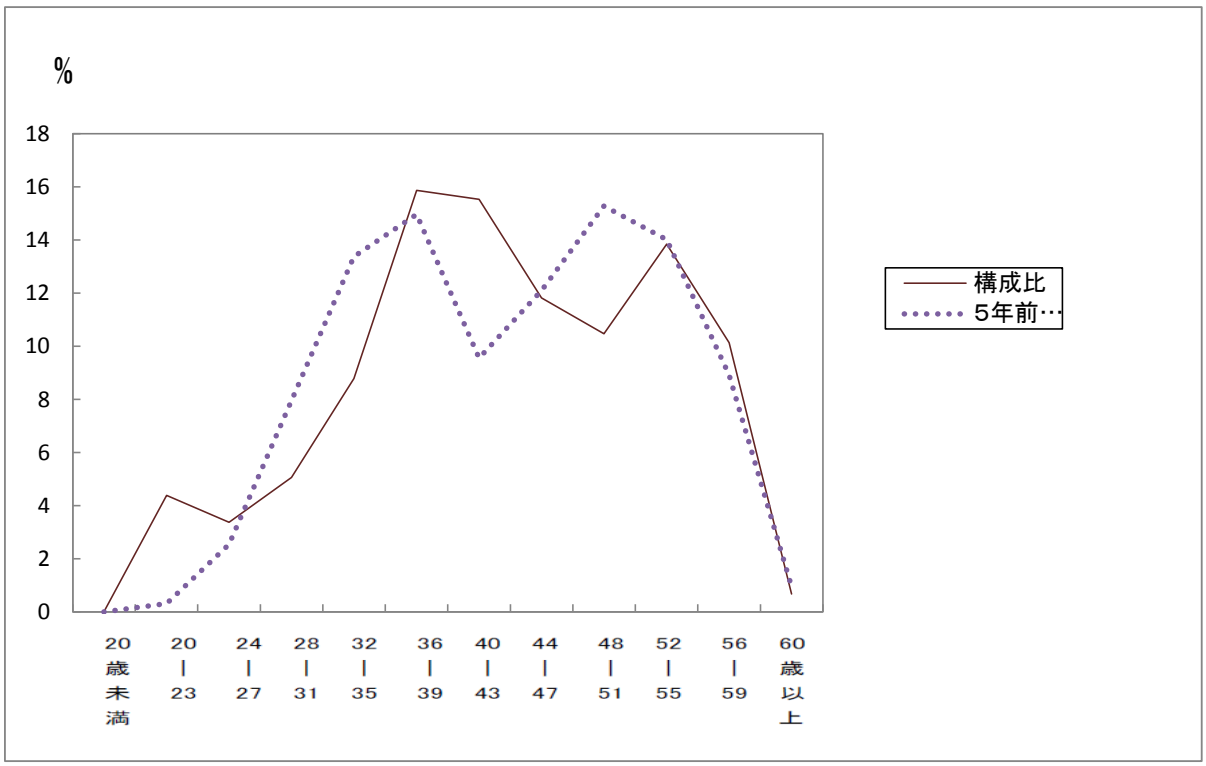

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 13	人 10	人 15	人 26	人 47	人 46	人 35	人 31	人 41	人 30	人 2	人 296

(3)　職員数の推移

（単位:人・%）

部門別＼年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	過去5年間の増減数(%)
一般行政	156	154	148	151	149	150	−6　(▲3.8%)
教　育	46	45	45	44	40	38	−8　(▲17.4%)
消　防	0	0	0	0	0	0	0　(±0%)
普通会計計	202	199	193	195	189	188	−14　(▲6.9%)
公営企業等会計計	112	111	113	109	104	108	−4　(▲3.6%)
総合計	314	310	306	304	293	296	−18　(▲5.7%)

（注）１　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
　　２　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。